

住民基本台帳ネットワークシステム等に係る最近の動向

平成25年3月15日

総務省自治行政局住民制度課

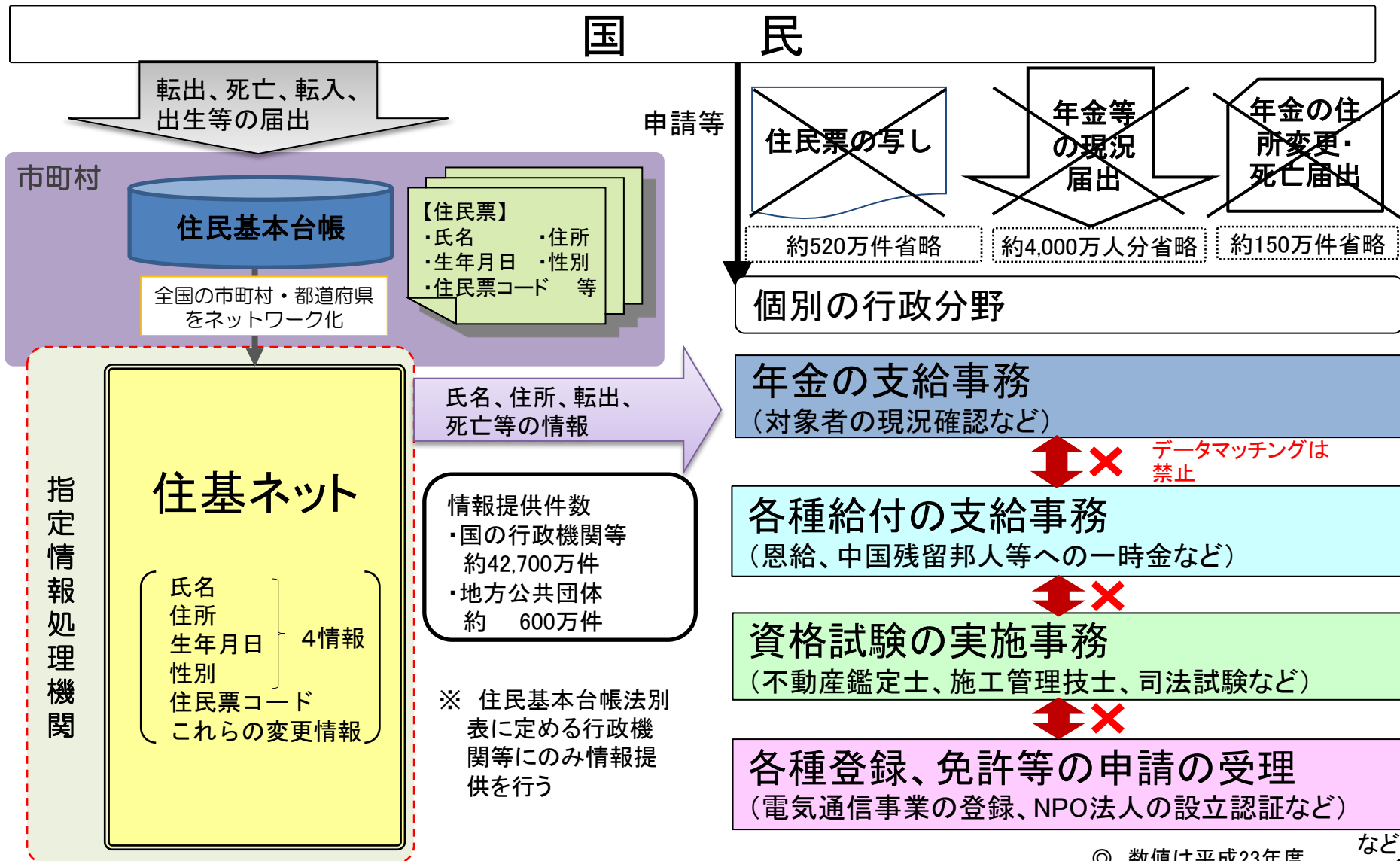
財団法人 地方自治情報センター

住民基本台帳ネットワークシステム全国センター

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

- 平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働
- 平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働
- 平成23年5月 住基ネット訴訟終結 (札幌訴訟勝訴最高裁確定)

(住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供)
(住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化)



住民基本台帳カードの交付状況

住基カードの交付状況

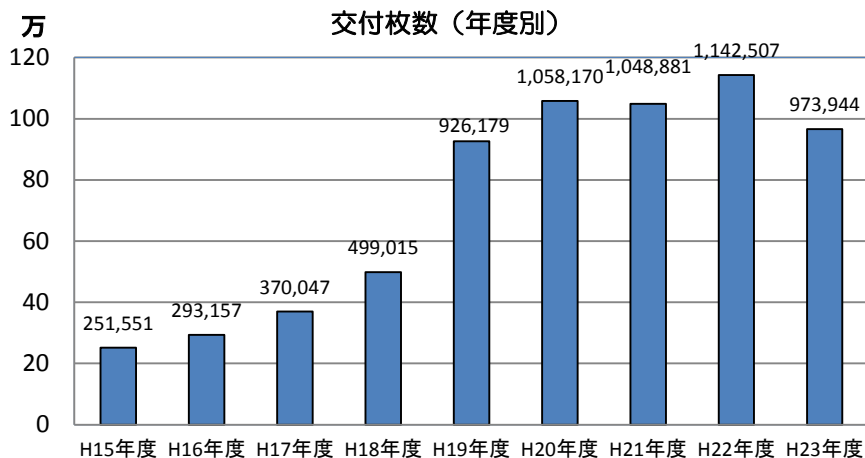
H24. 4月～H24. 12月の全国交付枚数 約58万枚

累計 約714万枚 (H24. 12. 31現在)
(H24. 3. 31現在の累計交付枚数 約656万枚)

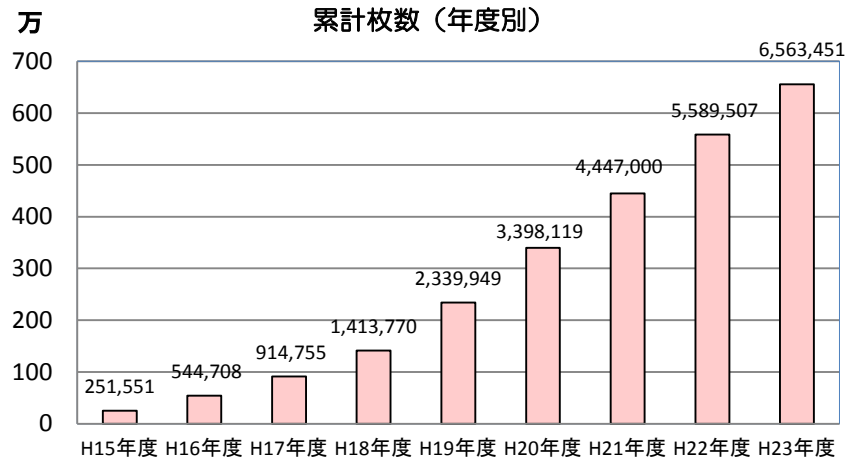
※仮に、656万枚を全人口(約1億2,666万人、H24.3.31住基人口)で割ると約5.1%

住基カード多目的利用団体数

143市区町村 (H20. 4. 1現在) ⇒ 185市区町村 (H24. 4. 1現在)
(H23. 4. 1時点 182市区町村)



(4月～3月)



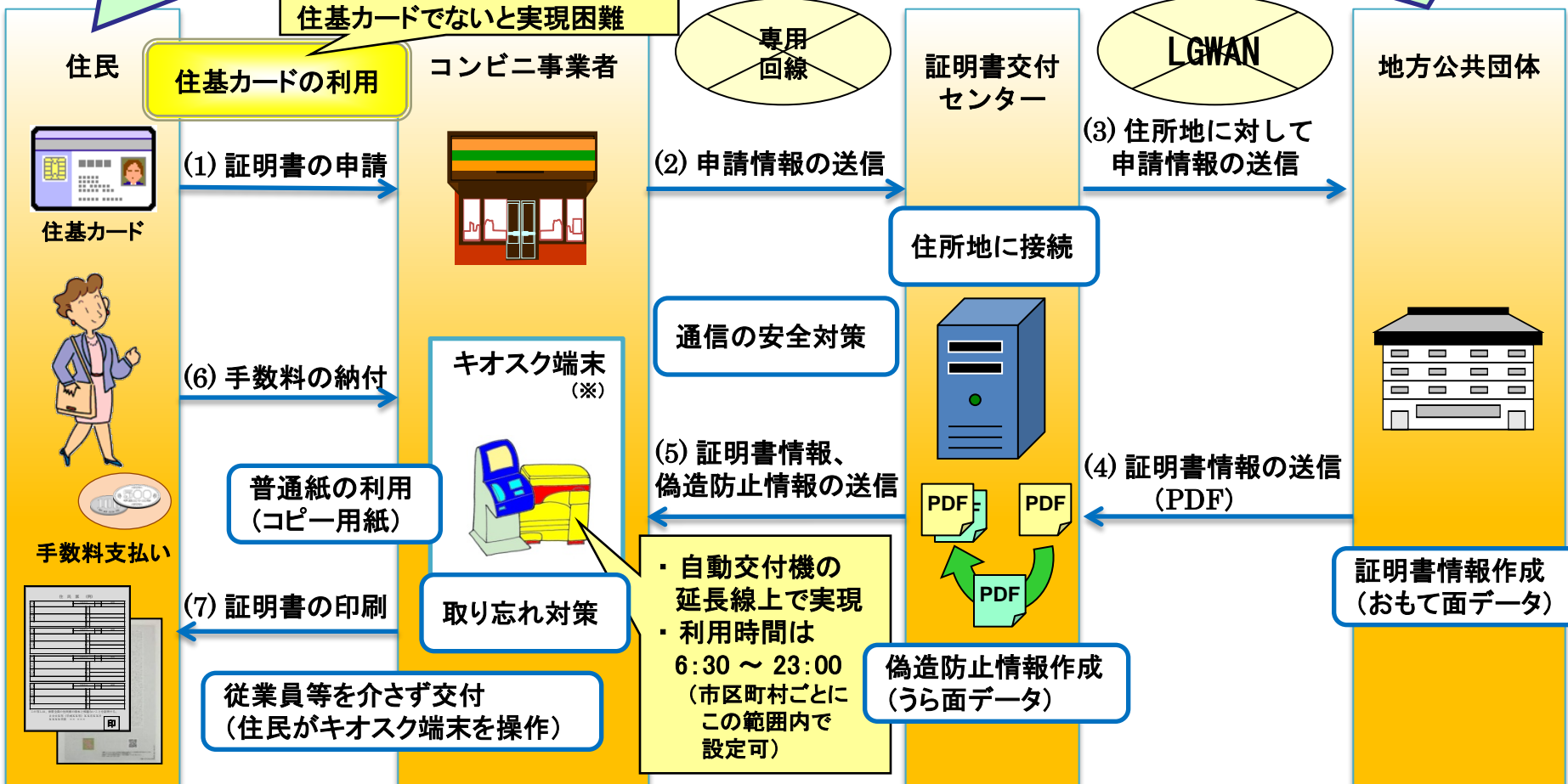
(～H24.3月)

コンビニ交付のイメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

コンビニが設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能

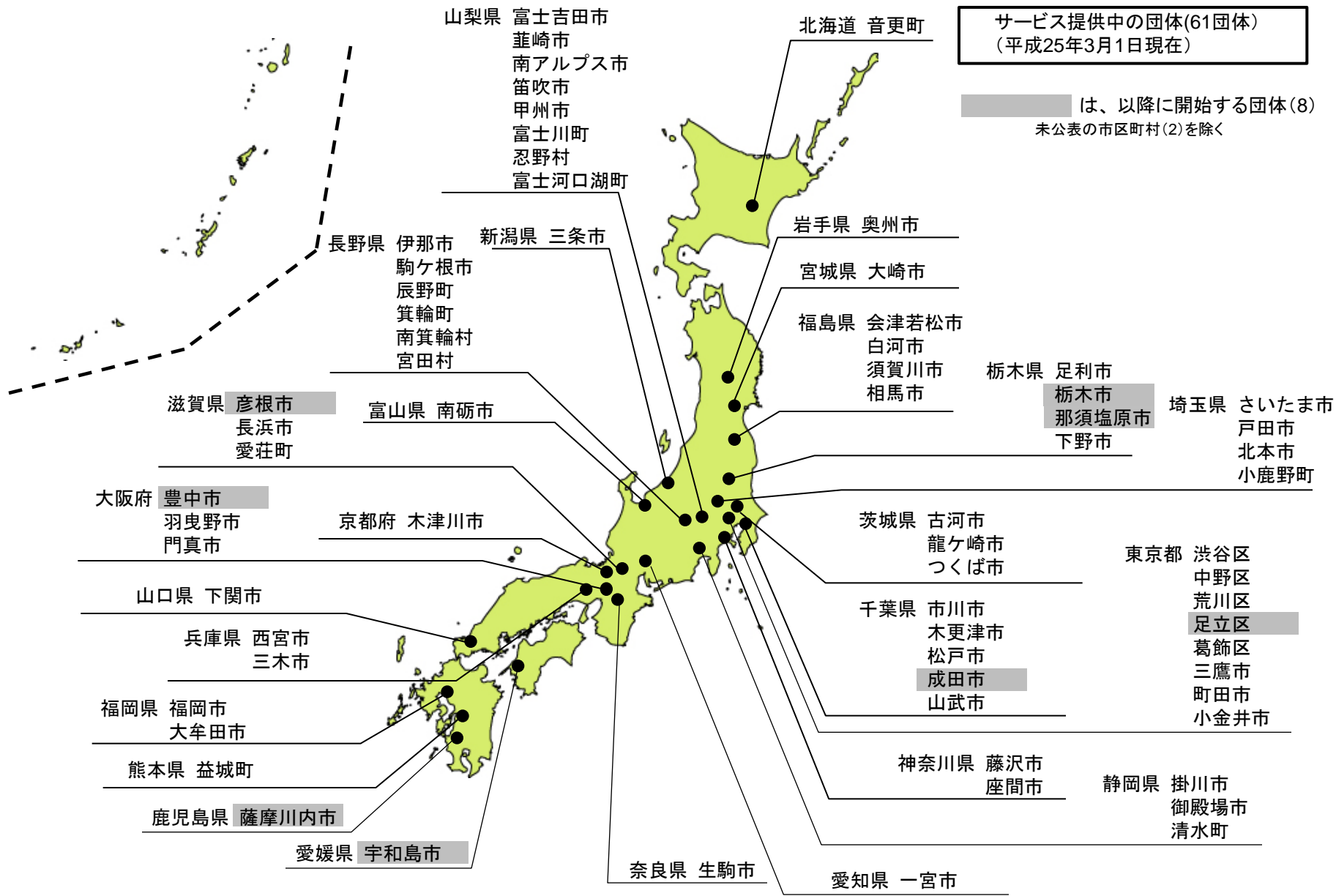
全国共通の仕様が必須であり、住基カードでないと実現困難



- ・平成25年3月1日現在で61市区町村が参加。平成25年9月までに、71団体が参加の予定。
- ・住民票の写し、印鑑登録証明書に加えて、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しが交付可能。
- ・コンビニ事業者は、セブン-イレブン(約14,800店舗:平成24年12月末時点)。
他の事業者は、機器のリプレース時に参入する方向で検討中。

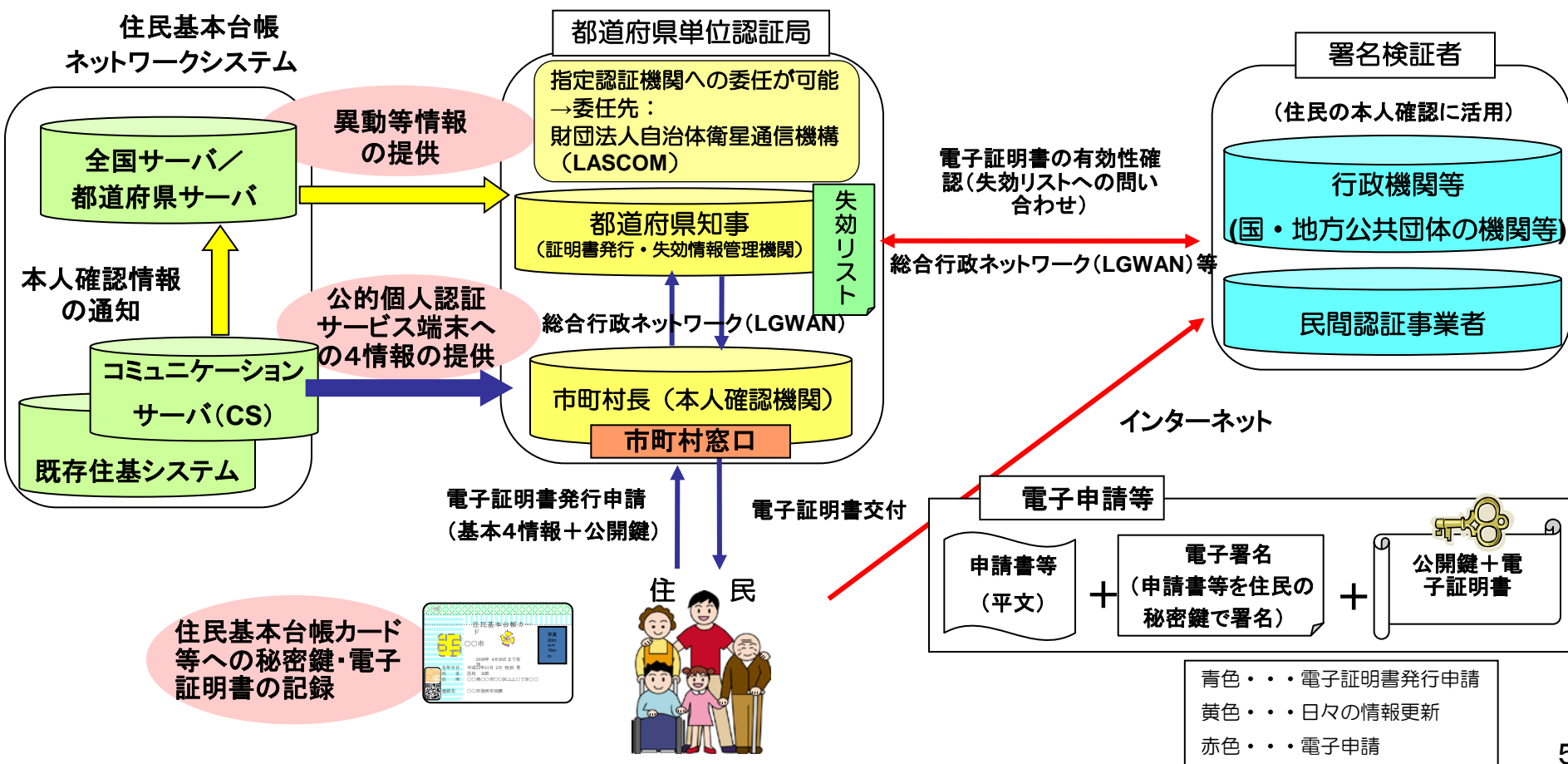
(※) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。

市区町村の参加状況



公的個人認証サービスの概要

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし、改ざん、送信否認などを防ぐため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約233万件（2013年1月末現在）



住基全国センターの運用状況等について

- 1 住基全国センターの運用状況について (別紙1)
- 2 システム整備の状況について (別紙2)

住基全国センターの運用状況について

1 全国サーバ

全国サーバについては、安定的な運用に努め、順調に稼働している。

2 ネットワーク

全国ネットワーク及び受託都道府県ネットワークの監視を24時間体制で実施し、不正アクセスによる住基ネットシステムへの侵入は発生していない。

(1) 24時間監視体制

対象機器：ファイアウォール、ルータ等のネットワーク機器

監視：ネットワーク機器及び回線の接続状況の監視

ファイアウォールによる不正アクセス等の監視

解析：通過させなかったログの解析

(2) IDS (侵入検知装置)による不正アクセスの監視

3 コールセンター受付状況

平成24年4月から平成24年12月までの問い合わせ件数は、累計で19,859件(昨年同期間16,133件)、1日当たり約106件である。

問い合わせの主な内容は、運用保守に関するもの、誤操作を含め操作全般に関するもののほか法施行日前後の運用に関するものである。

4 情報提供状況

(1) 国の行政機関等に対する本人確認情報の提供

平成24年度(平成24年4月～平成24年12月)の提供状況は、付表1のとおりである(平成23年度の提供実績は、427,192,229件)。

(2) 指定認証機関に対する異動等情報の提供

公的個人認証サービスに係る指定認証機関に対する異動等情報の提供については、重大な故障もなく、順調に稼働している。

(3) 総務省統計局に対する資料の提供

総務省統計局に対して、住民基本台帳人口移動報告のための異動等に関する資料を毎月提供している。

国の行政機関等に対する本人確認情報の提供状況(平成24年4月～平成24年12月)

平成24年4月から平成24年12月までに提供した内容は、次のとおりである。

平成24年9月から国民年金基金連合会への新規提供が開始となった。

提供件数は、日本年金機構における年金利用増(約6457万件)などにより、前年同期間より約63,702,219件の増加である。

提供先	事務区分	提供件数(件)
総務省	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務	2,141,735
	執行官法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法附則第13条の規定による年金である給付の支給に関する事務	270
	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務	2,989
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務	11,906,119
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第23条第1項第1号又は第2号に規定する給付のうち年金である給付の支給に関する事務	263,578
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務	1,228
総務省	電気通信事業法による同法第9条の登録、同法第13条第4項の届出、同法第46条第3項(同法第72条第2項において準用する場合を含む。)の交付、同法第117条第1項の認定又は同法第122条第5項の届出に関する事務	1,726
	日本電信電話株式会社等に関する法律による同法第10条第2項の認可に関する事務	14
	電波法による同法第4条の免許、同法第8条第1項の予備免許、同法第24条の6第2項(同法第24条の13第2項において準用する場合を含む。)の届出、同法第27条の18第1項の登録、同法第37条の検定、同法第41条第1項の免許又は同法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明に関する事務	19,106
法務省	司法試験法による司法試験の実施に関する事務	8,744
	不動産登記法による不動産の表題登記(同法第2条第20号に規定する表題登記をいう。)、表題部所有者(同条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。)の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記又は登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記に関する事務	7,725
	後見登記等に関する法律による同法第7条又は第8条の登記に関する事務	7,633
国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務	5,293,482
	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金である給付の支給に関する事務	4,505
厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第32条第2項に規定する存続組合又は同法附則第48条第1項に規定する指定基金	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第32条第2項第1号又は第3号に規定する年金である給付(当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。)に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務	1,469,989
財務省	関税法による同法第24条第2項の許可に関する事務	220
日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務	1,682,728

文部科学省	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律による同法第35条第2項から第4項までの交付に関する事務	106
日本年金機構	健康保険法による全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は同法第126条第2項の交付に関する事務	158,911
	船員保険法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務	0
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務	392,139
	厚生年金保険法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務	17,353,538
	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項又は第7項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務	1,124,914
	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務	469
	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務	324,908,148
厚生労働省	労働者災害補償保健法による同法第7条第1項第1号の業務災害に関する保険給付若しくは同項第二号の通勤災害に関する保険給付の支給又は同法第29条第1項の社会復帰促進等事業の実施に関する事務	5,165
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第13条第3項の一時金の支給に関する事務	53
	戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する事務	65,622
国民年金基金連合会	国民年金法による同法第137条の15第1項の規定による年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第2項第2号に掲げる業務として行う同法第128条第5項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務	323,573
	確定拠出年金法による同法第66条第1項の届出又は同法第73条において準用する同法第2章第5節の規定による年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務	0
農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する事務	1,751,544
国土交通省	建設業法による建設業の許可に関する事務	19
建設業法第27条の2第1項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務	43,954
建設業法第27条の19第1項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務	100,053
国土交通省	浄化槽法による浄化槽設備士免状の交付に関する事務	0
	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許に関する事務	22
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第44条第1項若しくは第3項又は第59条第1項の登録に関する事務	14
	旅行業法による旅行業の登録に関する事務	0
	不動産の鑑定評価に関する法律による同法第3条の不動産鑑定士試験の実施、同法第15条若しくは第18条の登録、同法第19条第1項の届出又は同法第22条第1項若しくは第3項、第26条第1項若しくは第27条第1項の登録に関する事務	460

	船舶法による同法第5条の2第1項の検認又は同法第15条の仮船舶国籍証書に関する事務	13
	小型船舶の登録等に関する法律による同法第25条第1項の交付又は同条第5項の検認に関する事務	0
	航空法による同法第5条の新規登録、同法第7条の変更登録、同法第7条の2の移転登録、同法第8条の抹消登録、同法第22条の航空従事者技能証明、同法第31条第1項の航空身体検査証明又は同法第35条第1項第1号の許可に関する事務	53
気象庁	気象業務法による同法第17条第1項の許可又は同法第24条の20の登録に関する事務	210
独立行政法人 環境再生保全機構	石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二條第一項の認定に関する事務	4,414
計		369,045,185

(前年度 303,342,966件)

システム整備の状況について

1 ソフトウェア開発の状況

平成25年度においては、暗号危殆化への対応のほか規模の大きい開発を複数行うため、平成24年度に引き続いて、業務アプリケーションの機能強化を目的とする開発は行わないこととしている。

2 住基法改正への対応状況

平成21年7月に公布された住基法の改正に伴う、外国人住民への住民基本台帳法の適用について、業務アプリケーションの改修を行っているところである。

都道府県用は平成25年3月に配付を実施し、市町村用は平成25年4月の配付を予定している。

3 暗号危殆化への対応状況

住基ネットで使用している暗号を、より強固で安全な暗号に移行するため、業務アプリケーションソフトの改修を行っているところである。

4 生体認証導入への対応状況

住基ネットにおける操作者の認証方法を見直し、操作者識別カードによる認証から生体情報を基にした情報による認証に移行するため、業務アプリケーションソフトの改修を行っているところである。

業務アプリケーションソフトの配付は、平成25年度から順次開始（時期については検討中）し、平成26年6月までに切替えを完了することとしている。

5 都道府県サーバ集約の取り組み

(1) 概要

各都道府県において導入・運用がされている都道府県サーバを1ヶ所に集約するものである。仮想化技術を用いてサーバの数を減らし、データセンターで一括運用することにより、都道府県における運用経費の削減と運用負荷の軽減を図ることを目的としている。

(2) スケジュール

現在、集約に必要な業務アプリケーションの開発を行っているところである。

集約センター（データセンター）については、平成25年3月に調達を完了しており、今後は平成25年11月から各都道府県が順次集約センターへのデータ移行を行い、平成26年1月からは全都道府県揃っての運用を開始する予定としている。